

「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」開催要綱

（目的）

第1条 本年4月の北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射事案、5月の茨城県等における突風災害等を踏まえ、地方公共団体における多様な情報伝達手段の整備を促進するため、学識経験者、地方公共団体の防災担当者及び関係省庁による「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、次の事項について調査検討を行う。

- （1）住民への正確・迅速な情報伝達に関する事項
- （2）地域の実情に応じた、多様な情報伝達手段の整備に関する事項
- （3）防災事務に従事する市町村等の職員（消防職員を含む）の能力向上を図るための方策に関する事項

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、地方公共団体及び関係省庁の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁国民保護・防災部長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見を求めることができる。

5 検討会については、原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成25年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

## 地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会委員名簿

(50音順、敬称略)

※「○」は座長

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 荒井 仁志   | 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付参事官  |
| 市村 克典   | 東京都江東区総務部危機管理課危機管理係長       |
| 今川 拓郎   | 総務省情報流通行政局地域通信振興課長         |
| 荻澤 滋    | 自治大学校部長教授                  |
| 小野 清    | 宮城県仙台市消防局参事（防災担当）          |
| 角 好陸    | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当） |
| 関田 康雄   | 気象庁総務部企画課長                 |
| 田島 松一   | 消防大学校副校長                   |
| 田中 淳    | 東京大学総合防災情報研究センター長・教授       |
| 中村 功    | 東洋大学社会学部教授                 |
| 野田 徹    | 国土交通省水管理・国土保全局防災課長         |
| 平野 公三   | 岩手県大槌町総務部長                 |
| 星 克明    | 総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室長   |
| 松田 明悦   | 茨城県つくば市生活環境部危機管理課課長補佐      |
| 松原 浩二   | 兵庫県企画県民部災害対策局長             |
| 山口 英樹   | 消防庁国民保護・防災部防災課長            |
| ○ 吉井 博明 | 東京経済大学コミュニケーション学部教授        |

合計17名

## 住民に対する情報伝達手段の整備に関する基本的な考え方

### 【地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会 中間取りまとめ（H24.8）（概要）】

本年4月の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案、5月の茨城県等における竜巻災害等を踏まえ、地方公共団体から住民への確実かつ迅速な情報伝達について検討し、住民に対する情報伝達手段の整備に関する基本的な考え方について中間取りまとめを行った。

#### 1 情報伝達手段の整備に関する目標

消防庁においては、次の目標が達成されるよう、都道府県と連携しながら、市町村の取組を推進する必要がある。

##### ① 情報伝達手段の多重化・多様化の推進

すべての市町村において、地域の実情を踏まえつつ、情報伝達手段の多重化・多様化を推進することにより、住民が災害関連情報を確実に受け取ることができるような体制を構築する。

##### ② 迅速性に優れた情報伝達手段の確保

今年度を含め5カ年で（2016年までに）、すべての市町村において、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）による自動起動が可能な住民への情報伝達手段を確保する。

また、各市町村において、市町村防災行政無線（同報系）に限らず、できる限り複数の手段についてJアラートによる自動起動を可能とするよう努める。

#### 2 情報伝達手段の具体的な整備内容

各市町村において、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報提供システムを構築する。

具体的には、以下のような内容について整備を行う。

- ① システムの耐災害性の強化
- ② 緊急速報メールの活用
- ③ 市町村防災行政無線（同報系）、緊急速報メール等の同報系システムの効果的な組み合わせ
- ④ Jアラートによる自動起動
- ⑤ 公共情報コモンズの活用

また、整備に当たっては、以下のような事項に留意する。

- ① 情報の受け手の属性・状況等（災害時要援護者の状況等を含む）、災害の種別及び各情報伝達手段の伝達範囲
- ② テレビ・ラジオやワンセグ等、民間事業者やメディアとの連携
- ③ 緊急警報放送（テレビ・ラジオ）の普及に向けた広報
- ④ 各市町村における地域の実情及び情報伝達手段の現状の的確な調査・分析
- ⑤ 各情報伝達手段の長所及び短所を踏まえた運用
- ⑥ プッシュ型（自動的に配信されるタイプ）の手段とプル型（ユーザーが能動的に引き出すタイプ）の手段との補完体制
- ⑦ 半鐘、広報車、消防団員等による広報
- ⑧ 技術の進歩への対応

#### 3 情報伝達に関する訓練及び試験

次のように情報伝達に関する訓練及び試験を充実することが必要である。

- ① Jアラートを活用した住民に対する情報伝達訓練（全国一斉放送等訓練、緊急地震速報訓練等）
- ② 情報伝達手段に関する国と地方公共団体が連携した定期的な試験
- ③ 地方公共団体独自の訓練・試験

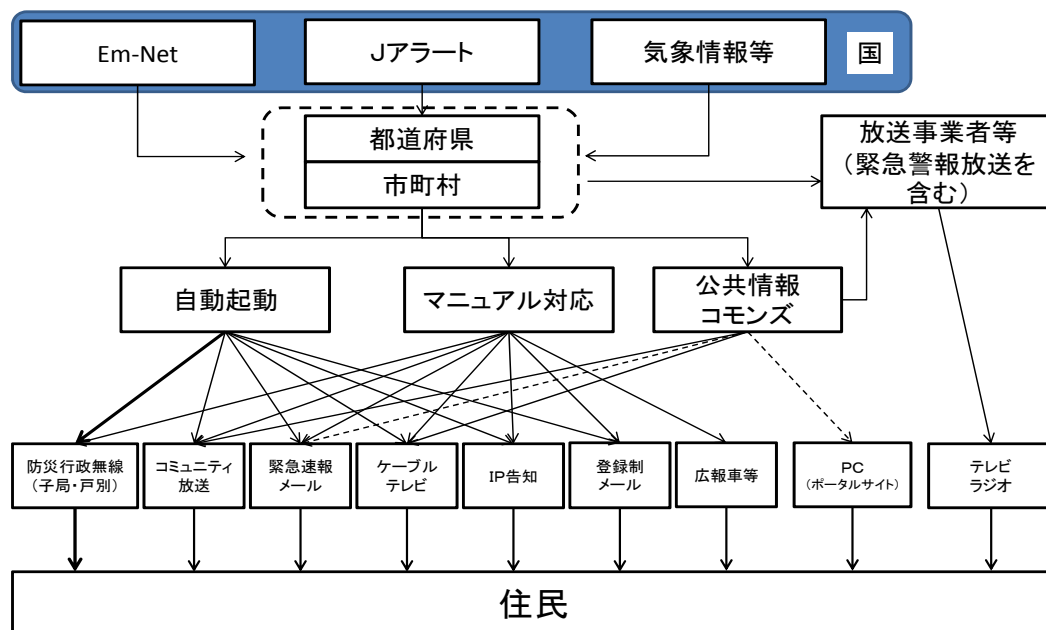
#### 4 情報伝達手段に関する点検及び改善

- ① 日常的な取組
- ② 訓練等の機会を活用した取組
- ③ 実際の災害事例を踏まえた取組

#### 5 情報伝達に関する運用の改善

- ① 危機感を伝える伝達
- ② 防災事務従事者への情報の伝達
- ③ 地方公共団体職員の能力向上による対応力の強化
- ④ 竜巻に関する注意喚起

## 地方公共団体における住民に対する主な情報伝達手段



## 各研修所・大学等で実施されている研修について

### ○自治大学校

地方公共団体の管理職研修、課長補佐・係長研修に相当する研修を実施。

3週間～5ヶ月の長期入校研修の中で災害・危機管理に係る講義を実施。

#### 平成24年度の例

|                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>「災害危機管理」 第1部課程 118期 2時限</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・想定を超える災害にどう備えるか</li><li>・釜石市の防災教育の事例紹介</li><li>・「人が死なない防災」を目指して</li></ul>                                        |
| <b>「東日本大震災を踏まえた危機管理体制の強化」 第1部課程 118期、第2部課程 164期 2時限</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・東日本大震災の特徴</li><li>・東日本大震災の教訓を踏まえた自治体の災害対応</li><li>・首都直下、南海トラフ地震の被害想定、地域防災計画策定</li></ul> |
| <b>「自治体の防災対策」 第2部課程 164期 1時限</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域総合防災力の重要性</li><li>・消防団の充実強化、自主防災組織等の活動</li></ul>                                                             |
| <b>「災害危機管理」 第3部課程 102期(市町村管理職) 2時限</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時の情報収集、処理、伝達</li><li>・過去の事例紹介と留意点</li></ul>                                                            |

### ○消防大学校

危機管理・防災教育科（実務講習）

#### （1）トップマネジメントコース

期間：1日間

対象：知事及び副知事、市町村長及び副市町村長、危機管理監、消防長等

概要：地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させることを目的に、危機管理、状況予測型図上訓練の実施・評価・検証を行う。

#### （2）危機管理・国民保護コース

期間：5日間

対象：課長補佐～課長級

概要：地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的に、危機管理・防災、国民保護に関する行政動向、多様な図上訓練、実務研究を実施。

#### （3）自主防災組織育成コース

期間：5日間

対象：担当職員

概要：自主防災組織の育成業務を担当する地方公共団体の職員（消防吏員を含む。）に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的に、自主防災活動の推進、話し方技法、多様な図上訓練、事例研究を行う。

### ○市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

#### （1）防災と危機管理～減災と災害対応力の向上～

期間：9日間

対象：担当職員～課長補佐級

概要：地震や風水害等に備えた地域防災力の強化、災害発生時の効果的な情報伝達、住民・NPO・事業者と行政の協働、災害図上訓練等に関する講義、演習等により、自治体における災害対応力、危機対応力を養成。

(2) 大災害と自治体～東日本大震災からの教訓と実践～

期間：5日間

対象：係長～課長級

概要：①防災に関する基礎知識等の習得に加え、地域住民との連携した防災啓発、防災マップと災害図上訓練などを実践的に学ぶとともに、地域医療とボランティア活動の実際とその課題点について、被災地の現場からの生の声を聞く。

②防災に関する基礎知識等の習得に加え、地域防災計画の見直し、復興計画とまちづくりについて学ぶとともに、避難所運営の実際と課題や応援自治体の活動について被災地の現場からのお話を予定しています。また、地域住民と連携した防災啓発について学び、実際にグループ演習として地域向けの防災啓発プログラムを作成していただくとともに、防災マップと災害図上訓練（DIG）などの実践的な学習プログラムも実施。

(3) 市町村長防災特別セミナー

期間：2日間

対象：市町村長

概要：東日本大震災からの様々な教訓を今後活かしていくため、防災・医療の専門家による講演、自治体の首長による講演、参加した市町村長の意見交換を実施。

(4) 管理職のための危機管理～多様な危機への対処術～

期間：3日間

対象：係長級～課長級

概要：緊急時におけるマネジメントや具体的な広報・マスコミ対策、さらに不祥事・行政対象暴力・災害等の多様な危機管理への対処術を講義・演習をとおして学び、管理職に求められる危機管理能力の増進を図る。

## ○全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）

(1) 政策実務系研修 地域防災力の向上

期間：3日間

対象：40名

概要：地域が一体となり、地域防災力を高め、災害時に最新の災害情報を共有して的確な対応や避難行動がとれるよう、実効性のある仕組みづくりについて考える。

(2) 政策実務系研修 災害直後の市町村の対応

期間：3日間

対象：40名

概要：地域の住民の命と生活を守るために、災害直後の市町村の対応として、どのようなこ

とを日頃から想定し、準備しておけばよいのか、多角的な視点から初動対応のマネジメントについて考える。

(3) 政策実務系研修 緊急時における情報発信のあり方

期間：3日間

対象：40名

概要：危機管理について理解を深め、突発的な大事故や不測の事態発生時において、被害の拡大を防ぐために、住民に対し、どのようにすれば、迅速で正確な情報発信を効果的に行えるのか、危機管理や情報提供の体制整備、マスコミとの連携方法、ICTの活用等について、課題を整理した上で、具体的な方策を考える。

## ○人と防災未来センター

(1) 災害対策専門研修「トップフォーラム」

期間：半日（午後）もしくは1日間

対象：知事、市町村長、市町村防災担当幹部、都道府県幹部職員等

概要：今後発生する災害に対し、自治体のトップに求められるリーダーシップや目標管理型の災害対応の必要性などについて講義及び演習を通じて、各都道府県との共催による自治体の危機管理について実践する。

(2) 災害対応専門研修「マネジメントコース・ベーシック」

期間：4日間

対象：地方自治体の防災・危機管理担当部局の職員のうち経験年数の浅い者

概要：災害のメカニズムや阪神・淡路大震災の経験を踏まえた各部門の災害対策のあり方など基礎的な事項について体系的に学習する。

(3) 災害対応専門研修「マネジメントコース・エキスパート」

期間：4日間

対象：地方自治体の防災・危機管理担当部局の職員（ベーシック修了者または同等の知識を有する者）

概要：災害対応の具体的事例や演習などを通して、大規模災害発生時に各種の対応が同時並行的に展開する状況を横断的・総合的にとらえ、これに対処する能力の向上をめざす。

(4) 災害対応専門研修「マネジメントコース・アドバンスト／特設「防災監・危機管理監コース」

期間：2日間

対象：地方自治体の防災・危機管理担当部局の職員のうち、災害対策本部の中有各的な役割を果たそうとする者、防災監・危機管理監、防災部局の長等

概要：大規模災害発生時に政策的な判断を迫られる事項等について演習・講義等で学び、地方自治体のトップを補佐する者としての能力の向上をめざす。

(5) 図上訓練を用いた災害対策本部運営・広報コース

期間：2日間

対象：地方自治体の防災担当者（防災・広報部局）

概要：仮想地域における直下型地震のシナリオを用いて、地方自治体の広報を含めた災害対策本部運営のあり方と、マスコミを活用した能動的な広報活動について習得する。